

令和8年3月2日

令和8年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

目 次

	ページ
1 神奈川県科学技術イノベーション政策大綱の策定について……………	1
2 かながわ水源地域活性化計画改定案について……………	2
3 湘南国際村B C地区の利活用について……………	5
4 県内米軍基地を巡る状況について……………	7

参考資料 かながわ水源地域活性化計画改定案

1 神奈川県科学技術イノベーション政策大綱の策定について

(1) 趣旨

「神奈川県科学技術政策大綱」（以下、「大綱」という。）の計画期間が令和8年度末で終了することから、国の「第7期科学技術・イノベーション基本計画（令和8年度～令和12年度）」等を踏まえて、令和9年度からの新たな大綱（第8期）を策定する。なお、「大綱」の名称については、国の基本計画に合わせて「神奈川県科学技術イノベーション政策大綱」に改める。

(2) 計画期間

令和9年度から令和13年度までの5年間

(3) 策定の視点

- ・ AI等のデジタル技術の急速な進展や少子高齢化・気候変動など、社会環境が大きく変化する中、県の科学技術政策の基本的な方向性を示し、科学技術の成果を社会課題や地域課題の解決に繋げていく。
- ・ 科学技術イノベーション・エコシステムの構築について、県の役割として明確化し、関係機関との連携を図りながら、より一層推進していく。
- ・ 知的財産戦略について、科学技術イノベーション・エコシステムの要素として位置づけ、科学技術政策と一体的に推進していく。
なお、「かながわ知的財産活用指針」は「大綱」の策定に併せて廃止する。
- ・ 神奈川県科学技術会議において、専門的観点から議論していただくとともに、県民、市町村、大学、研究機関等の意見や提言を幅広く聴取する。

(4) 今後の予定

令和8年6月	第2回県議会定例会に新たな「大綱」骨子案を報告
7月	神奈川県科学技術会議において新たな「大綱」素案について意見聴取
7月	新たな「大綱」素案について県民意見募集等を実施
9月	第3回県議会定例会に新たな「大綱」素案を報告
12月	第3回県議会定例会に新たな「大綱」の議案を提出

2 かながわ水源地域活性化計画改定案について

(1) 趣旨

本県では、水源地域の活性化を図るため、平成元年度から順次振興計画を策定し、県と水源地域市町村が協力して諸施策を展開してきた。

現行の「かながわ水源地域活性化計画」は、本年度が最終年度となるが、水源地域を取り巻く環境を良好な状態で維持することの重要性は変わらないため、今後も継続して取組を進める必要があることから、計画の改定案を作成した。

(2) 経過

令和7年6月	計画の改定について第2回県議会定例会に報告
12月	改定素案を第3回県議会定例会に報告
12月	県民意見募集、関係市町村への意見照会
～令和8年1月	
3月	改定計画案を第1回県議会定例会に報告

(3) 県民意見募集等

ア 実施期間

令和7年12月16日(火)から令和8年1月15日(木)まで

イ 実施方法

- ・ 県のたよりへの掲載
- ・ 県ホームページでの意見募集
- ・ 県機関での縦覧 等

ウ 意見数

計31件

区分	件数
「計画全体」に関するもの	2件
「計画の基本的な考え方」に関するもの(第1章関係)	2件
「今後推進する取組」に関するもの(第2章関係)	25件
「実施体制」に関するもの(第3章関係)	0件
「参考資料」に関するもの(第4章関係)	2件
その他	0件
合計	31件

エ 意見の反映状況

区分	件数
計画案に反映した意見	8件
計画案にすでに反映している意見	5件
今後の取組の参考とする意見	11件
反映できない意見	0件
その他	7件
合計	31件

オ 主な意見

- ・ 水源地域に住む一人としても、水源地域の重要性と都市部との関係性について理解を推進することは非常に重要と考える。
- ・ 「渇水に強い神奈川」という恩恵を受けている都市住民に水源地域の大切さを確実に認識してもらうため、様々な媒体を活用するなど、ターゲットにしっかり届くように普及啓発を進めることが重要であると考える。
- ・ 都市部の小学校等が、水源地域へ社会科見学等で訪問しようとする際にネックとなるのが移動費用の確保と聞いており、水源地域への来訪を促進するためには、移動費用等の支援を実施することが効果的であると考える。

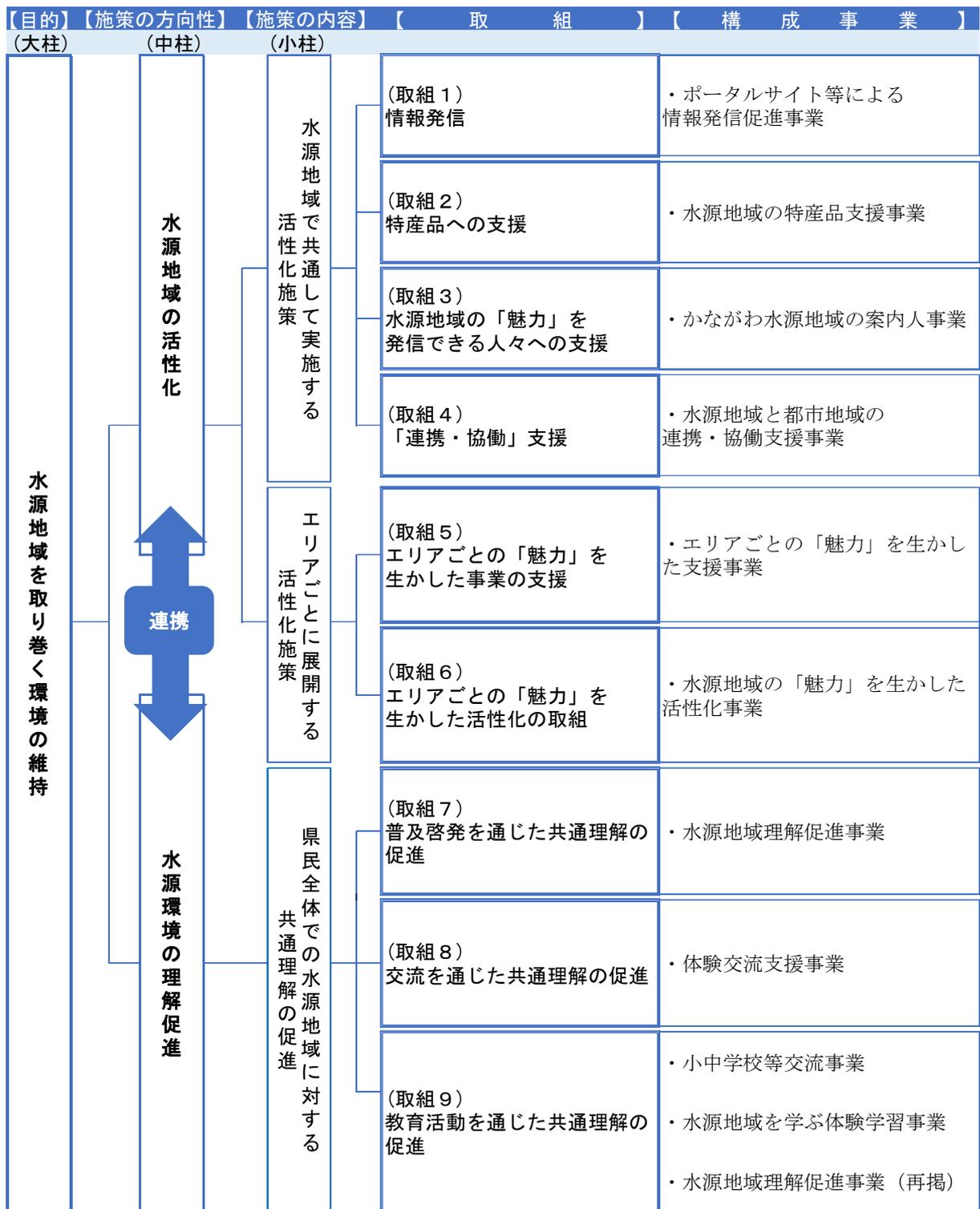
(4) 改定素案からの主な変更点

- ・ 第2章「2 取組の内容」について、一部の事業内容に関する説明を具体的なものとした。
- ・ 第4章「2 水源地域に係るデータ集」に「相模川水系と酒匂川水系間の連携」を追加した。

(5) 今後の予定

令和8年3月 「かながわ水源地域活性化計画」の改定

(6) 計画の体系図



(水源地域と都市地域、あるいは水源地域同士の交流を通じて各施策を実施)

<別添参考資料>

- ・ 参考資料 「かながわ水源地域活性化計画改定案」

3 湘南国際村BC地区の利活用について

令和6年12月に報告した、湘南国際村BC地区（県有地）の利活用について、優先交渉権者である代表法人 株式会社秋谷国際学園運営会社（ほか 構成員1社）（以下「株秋谷学園」という。）と事業用定期借地権設定契約（以下「契約」という。）を締結したので、その概要を報告する。

(1) これまでの経緯

令和6年6月	公募型プロポーザル方式による事業者募集
12月	インターナショナルスクール設立の提案を行った株秋谷学園を優先交渉権者として選定
令和7年1月	第1回地元説明会（県主催）
3月	県と株秋谷学園との間で事業実施の確認書を作成
4月	第2回地元説明会（株秋谷学園主催）
8月	横須賀市による都市計画（地区計画）の変更
令和8年1月	事業計画書の受理
2月	契約締結
	第3回及び第4回地元説明会（株秋谷学園主催）

(2) 提案内容の見直し

令和6年12月以降、株秋谷学園との契約締結に向け、公募時の提案内容を基に、湘南国際村基本計画の方針を踏まえた事業計画策定の調整を行った。

調整過程において、地元説明会等で音や匂いに対する住民意見があったことから、建物の配置等について一部内容の見直しを行った。

（主な見直し内容）

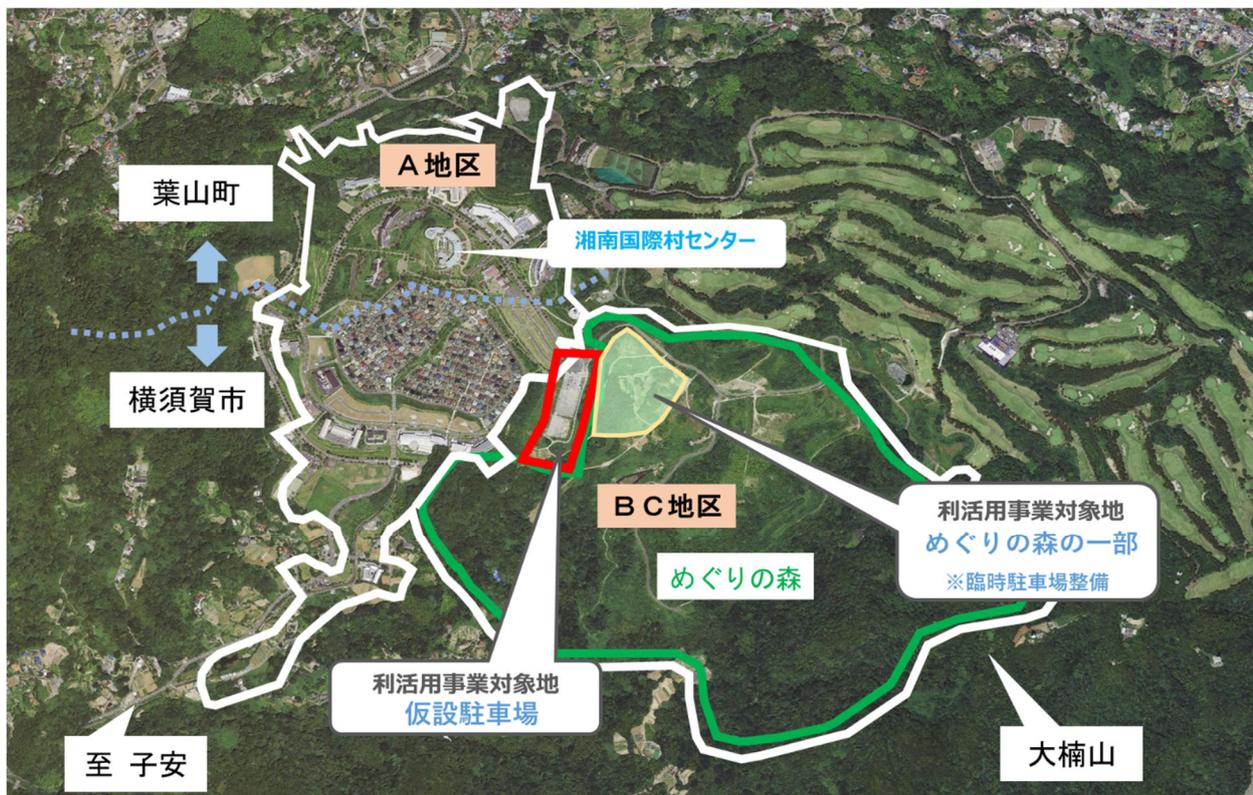
- ・ 一般利用可能な駐車場60台分を51台分に変更
- ・ 一般利用可能なカフェ（テイクアウト）の併設を、にぎわい創出に向けたキッチンカーの定期的な設置に変更 など

(3) 今後の予定

令和8年4月	工事着工
8月	生徒募集開始
令和9年夏頃	開校

参 考

【利活用事業対象地位置図】



【土地の概要】

名称	仮設駐車場	めぐりの森の一部
所在地	横須賀市湘南国際村2丁目 3194-2 並びに 2388-63、 2388-64 及び 3210-10 の一 部	横須賀市湘南国際村2丁目 2388-24 ほか
面積	計 26,854.25 m ²	約 48,000 m ²
地目	山林	
都市計画法	市街化調整区域（地区計画 の変更により地区整備計画 を設定）	市街化調整区域
	衣笠・大楠山風致地区（第4種）	
首都圏近郊緑地保全 法	衣笠・大楠山近郊緑地保全区域	
宅地造成等規制法	宅地造成工事規制区域	

4 県内米軍基地を巡る状況について

(1) 厚木基地周辺住宅防音工事の対象拡大について

ア これまでの主な経緯

国は、昭和54年以降、厚木基地周辺において、騒音対策のため、住宅防音工事への助成を行っており、その対象区域を第一種区域※として指定している。

しかし、平成18年の区域指定において、第一種区域※の内側であっても、住宅の建築時期によっては助成が受けられず、不公平感が生じている、いわゆる「告示後住宅」の問題が生じており、県は関係市とともに、その解決に向けた要請活動を行っていた。

※ 第一種区域：国が住宅防音工事助成の対象区域として指定している区域。

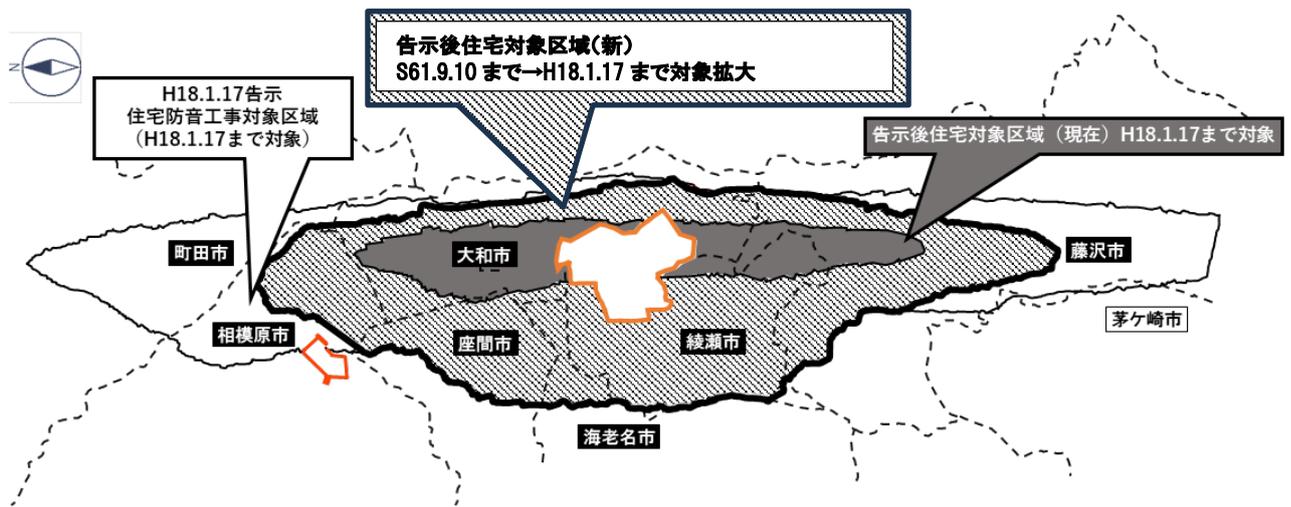
イ 防衛省からの情報提供

令和7年12月19日、防衛省から、次のとおり情報提供があった。

- ・ 厚木基地周辺における75W以上85W※未満の区域（別図の網掛けの範囲）に所在する住宅に対する防音工事は、これまで昭和61年9月10日までに建設された住宅を対象として実施していたが、今般、平成18年1月17日までに建設された住宅まで対象範囲を拡大し、告示後住宅防音工事を実施する。
- ・ 新たに対象となる告示後住宅については、約7.5万世帯を見込んでいる。
- ・ 新たに対象となる告示後住宅防音工事の希望届の受付は、令和8年2月2日から開始する。

※ W値とは、航空機騒音の評価指標の一つ。防衛省は75W以上の区域を住宅防音工事対象区域としている。

対象となる区域	対象となる住宅	
75W以上 85W未満の地域	旧	昭和61年9月10日までに建設された住宅
	新	平成18年1月17日までに建設された住宅



ウ 県の対応

12月19日、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・ 関係する住民の方々への確実かつ分かりやすい周知等、住民に寄り添った丁寧な対応
- ・ 工事を希望する住民の方々に不平等が生じないことなど適切な対応
- ・ さらなる負担軽減策の拡充、騒音軽減に向けた取組の実施

(2) 厚木基地周辺の第一種区域等※の見直しについて

ア これまでの主な経緯（報告済）

国は、昭和54年以降、厚木基地周辺において、騒音対策のため、住宅防音工事への助成等を行っており、その対象区域を第一種区域等※として指定している。

国は、空母艦載機部隊が厚木基地から移駐したことにより、厚木基地周辺の騒音状況が変化していることを理由に、厚木基地に係る第一種区域等※の見直しに向けた騒音度調査を、令和4年度から令和6年12月にかけて実施した。

※ 第一種区域等：国が住宅防音工事助成等の対象区域として指定している第一から第三種区域。

イ 防衛省からの情報提供

令和7年12月22日、防衛省から、次のとおり情報提供があった。

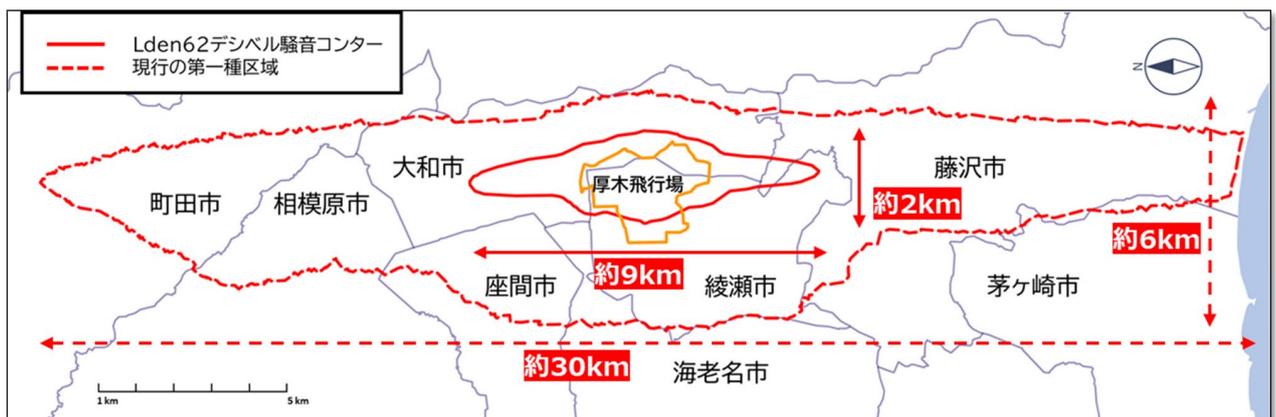
- ・ 厚木基地周辺の第一種区域等を現在の騒音実態に即したのものに見直すため、騒音コンター※を作成した。
- ・ 第一種区域の基準値である Lden62dB※騒音コンターの範囲は、現

行の第一種区域と比べて面積は約 10,500ha から約 700ha に縮小。

- ・ 今回の区域見直しは現行の第一種区域等をすべて解除し、新たに区域を指定する「指定再告示方式」を採用する。
- ・ 現行の第一種区域等の解除に当たっては、経過措置として、一定期間（約 1 年 6 ヶ月）の周知期間を設ける。
- ・ 経過措置期間中に希望届を受け付けた住宅については、現行の第一種区域が解除された後も現行の工事内容で防音工事を実施する。
- ・ 令和 7 年度内（令和 8 年 3 月まで）を目途に現在の第一種区域等の解除を告示、令和 9 年秋頃に見直し後の第一種区域等が適用される。

※ 騒音コンターとは、天気図の気圧線（等圧線）や地形図の標高線（等高線）などのように、同じ Lden の点を結んだ曲線。

※ Lden（時間帯補正等価騒音レベル）とは、国際的に使用されている航空機騒音の評価指標であり、環境省が定める「航空機騒音に係る環境基準」において用いられている。（単位は db）



	対象区域面積	世帯数
現行の第一種区域	約 10,500ha	約 266,000 世帯
Lden62dB 騒音コンター	約 700ha	約 47,000 世帯

ウ 県の対応

12月22日、防衛省に対し、次の事項を口頭で要請した。

- ・ 関係する住民の方々への確実かつ分かりやすい周知等、住民の方々寄り添った丁寧な対応
- ・ 必要に応じたさらなる追加情報の提供、住民の方々への周知
- ・ 見直し後の区域設定に当たっての地域の実情への十分な配慮
- ・ 区域解除までの間の確実な対応等、工事を希望する住民の方々に不平等が生じない対応

- ・ 騒音軽減に向けたさらなる取組の実施

(3) 厚木基地周辺の第一種区域等指定素案[※]に関する県知事への意見照会について

※ (2) の関連事項

ア 防衛省からの意見照会

令和8年1月28日、第一種区域等の見直しについて、国が以下の確認の視点を示したうえで、国が作成した区域見直しの指定素案に関する関係市（新たな区域が所在する藤沢市、大和市及び綾瀬市）の意見を取りまとめ、県知事の意見を添えて回答するよう照会があった。

(指定素案に係る確認の視点)

- ・ 区域線上における道路等の整備計画の有無
- ・ 区域線上における現況で確認できない道路の有無
- ・ 地理院地図に記載のない住宅であって、区域線が横断している住宅の有無

※ 第一種区域等指定素案

国が騒音コンターを基に住宅や道路等の状況を考慮し、新たな区域の外郭線として作成したもの。意見照会の結果を踏まえ、第一種区域等として告示される予定。告示日までは非公開情報として取り扱うこととされている。

イ 意見照会への回答

2月27日、防衛省に対し、次の事項を回答した。

(県知事意見の概要)

- ・ 国から示された指定素案に係る確認の視点をもとに確認したところ、該当する箇所はない。
- ・ 関係市（藤沢市、大和市及び綾瀬市）の意見を十分留意すること。
- ・ 本日、本県が厚木基地周辺8市とともに防衛大臣に求めた事項（(4)に記載の要請事項）を十分尊重すること。

(関係市意見の概要)

藤沢市：国から示された指定素案に係る確認の視点をもとに関係部署で確認し、特に意見はない。

大和市：国から示された指定素案に係る確認の視点に示された内容に該当する箇所はない。

市民への周知、説明は、分かりやすく丁寧な対応に努める

こと。住民説明会を開催するなど、きめ細かに対応すること。特に指定が解除される区域の住民に対する綿密な周知を実施すること。

綾瀬市：国から示された指定素案に係る確認の視点をもとに関係部署で確認し、特に意見はない。

ウ 今後の流れ

国は、令和8年3月末までを目途に、新たな第一種区域等の指定及び現行の第一種区域等の解除を告示する予定。

(4) 厚木基地周辺の第一種区域等見直しに関する要請

※(1)、(2)及び(3)の関連事項

ア 経緯

令和8年2月27日、知事と厚木基地周辺8市長*連名で、防衛省に対し、厚木基地周辺の第一種区域等見直しに関する要請を行った。

※ 厚木基地周辺8市：第一種区域等の見直しの対象となる大和市、綾瀬市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市、海老名市、座間市、町田市

イ 要請の概要

- ・ 地域の騒音被害の実態等を十分に考慮した区域指定
- ・ 関係住民への確実かつ分かりやすい周知等、地元寄り添った丁寧な対応
- ・ 経過措置の実施に当たって、住民に不利益が生じないこと
- ・ 新たに対象になった告示後住宅に係る住民に対する確実かつ分かりやすい周知
- ・ 住宅防音工事の更なる予算の確保、事務手続きの迅速化

(5) 令和7年の事件・事故の概要

ア 事件・事故の概要

(7) 県等で要請を行った事件・事故

令和7年に、県で要請を行った事件・事故等は5件で、その概要は次のとおりである。

発 生 日	内 容
令和7年1月10日	米軍人が民家の庭に侵入した。

発 生 日	内 容
令和7年1月29日	米軍人がホテルに侵入した。
令和7年2月11日	米軍人が運転する車両が、T字路の突き当りを右折した際に、横断歩道を歩いていた歩行者を巻き込む形で接触した。歩行者は左足を複数骨折した。
令和7年4月27日	米軍人が運転する車両が、交差点を右折した際、直進してきたオートバイに衝突した。オートバイを運転していた男性が死亡した。
令和7年12月15日	米軍ヘリコプターが飛行中、乗員のヘルメット1個が外れ、陸地に落下した。

(イ) 県内での米軍人等の犯罪検挙件数、交通事故件数の推移

(神奈川県警察本部調べ、単位：件)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
犯罪検挙件数	22 (12)	22 (11)	24 (20)	16 (11)	22 (16)
交通事故件数	36 (24)	36 (18)	38 (28)	32 (20)	39 (28)

注1 ()内は軍人によるものを内数で示した。交通事故件数は、人身事故の件数。

注2 犯罪検挙件数及び交通事故件数は、神奈川県警察本部調べの速報値。

(ウ) 県内での米軍航空機等の事故件数の推移

(単位：件)

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
航空機事故件数	0	0	1	2	1
その他の事故件数	1	2	2	0	0

注1 県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載。

注2 令和3年のその他の事故は、根岸住宅地区における火災。

注3 令和4年のその他の事故は、横須賀基地及び厚木基地におけるPFOS等の流出事故。

注4 令和5年のその他の事故は、厚木基地における油漏れ及び鎌倉市等での棄きよう拾得。

イ 再発防止に向けた県の取組

事件・事故が発生した際には、必要に応じ、県又は神奈川県基地関係県市連絡協議会で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

(6) 横須賀基地への原子力軍艦の寄港状況と放射能調査結果

ア 原子力軍艦の寄港状況（令和7年1月1日～12月31日）

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
(1078)	ジョージ・ワシントン	空母	102,000	(R6. 11. 22) ～ R7. 5. 25	145
1080	アレキサンドリア	潜水艦	6,082	R7. 3. 18 ～ R7. 3. 18	1
1081	コロンビア	潜水艦	6,082	R7. 5. 16 ～ R7. 5. 21	6
1082	ツーソン	潜水艦	6,082	R7. 6. 1 ～ R7. 6. 10	10
1083	ジョージ・ワシントン	空母	102,000	R7. 6. 4 ～ R7. 6. 10	7
1084	ツーソン	潜水艦	6,082	R7. 6. 13 ～ R7. 7. 3	21
1085	サンタフェ	潜水艦	6,082	R7. 7. 1 ～ R7. 7. 7	7
1086	ミズーリ	潜水艦	7,800	R7. 8. 6 ～ R7. 8. 14	9
1087	ジョージ・ワシントン	空母	102,000	R7. 8. 30 ～ R7. 9. 30	32
1088	グリーンビル	潜水艦	6,082	R7. 9. 9 ～ R7. 9. 9	1

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
1089	ミズーリ	潜水艦	7,800	R7.9.15 ～ R7.9.16	2
1090	ジョージ・ワシントン	空母	102,000	R7.10.18 ～ R7.10.30	13
1091	ハワイ	潜水艦	7,800	R7.11.2 ～ R7.11.9	8
1092	アナポリス	潜水艦	6,082	R7.11.9 ～ R7.11.17	9
1093	ジョージ・ワシントン	空母	102,000	R7.12.11 ～ 寄港中	21
1094	シーウルフ	潜水艦	8,060	R7.12.16 ～ R7.12.23	8

入港回数：15回 実日数：271日 延日数：300日

(令和6年の状況 入港回数：12回 実日数：205日 延日数：232日)

イ 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、原子力軍艦の寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。

<参考>各測定装置による放射能測定値の最大値（令和7年1月1日～12月31日）

モニタリングポスト		モニタリングボート		モニタリングカー
(水中)	(空間)	(水中)	(空間)	(空間)
64cps	131nGy/h	38cps	16nGy/h	63nGy/h

注1 cps（シーピーエス）とは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/h（ナノグレイパーアワー）とは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値64cpsについては、令和7年3月29日

08時40分の記録であるが、スペクトル解析の結果によれば、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものである。（原子力規制庁放射能調査結果から）

注3 モニタリングポストの空間の最大値 131nGy/h については、令和7年11月10日21時34分～22時06分までの記録であるが、スペクトル解析の結果によれば、この測定値の上昇は非破壊検査装置を用いた作業の影響によるものである。（原子力規制庁放射能調査結果から）

ウ 県の取組

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、さらなる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めている。